

感染症発生時の報告方法の変更について

事業所において、インフルエンザ、感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合は、下記のとおり報告をお願いいたします。

【報告基準】

1. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる 死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
2. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
3. 1及び2に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【報告先・報告方法】

下記の 両部署 へ報告すること。

1. 介護保険課 事業者係

専用フォームにより報告 (<https://logofom.jp/f/gEY1h>)

2. 川口市 保健所疾病対策課 感染症係

①電話で事前連絡 (048-423-6726)

②報告書をメール又はファックス提出

【報告書様式の掲載場所】

川口市ホームページ→組織から探す→保健部→保健所疾病対策課→その他の感染症→社会福祉施設などにおける集団感染症発生時の報告（インフルエンザ・感染性胃腸炎・新型コロナウイルス感染症ほか）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01090/020/sonotanokannsensyou/20907.htm>

[1](#)